

変更理由書

本書は、足利佐野都市計画道路 3・4・1 号前橋水戸線の変更理由を示したものである。

1 位置・現況等

足利佐野都市計画道路 3・4・1 号前橋水戸線は、佐野市関川町（佐野市道 1 級 19 号線との交差点）を起点として、足利市小俣町（群馬県桐生市境）へ至る、両毛地域の東西交通を支える延長約 25,690m の幹線街路である。

起点から足利市大久保町地内の足利佐野都市計画道路 3・4・104 号川崎本郷線交差点までの区間は幅員 16.0m で、足利佐野都市計画道路 3・4・104 号川崎本郷線交差点から終点までは幅員 18.0m で都市計画決定されている。

今回都市計画変更を予定しているのは、佐野市大橋町交差点から免鳥町交差点までの約 1,300m の区間である。

沿線は工業系の用途地域が指定されており、事務所や自動車関係の店舗などが多数立地している。

また、区間の東側には佐野市立西中学校が立地している。令和 10 年 4 月には当該地に周辺の 4 つの小学校を統合した義務教育学校の開校が予定されていることから、自転車利用者及び歩行者の交通量の増加が見込まれており、安全安心かつ快適に利用できる道路空間の構築が必要である。

さらに、本路線は第二次緊急輸送道路に位置づけられ、佐野市立西中学校は市の緊急避難場所（指定避難所）にも指定されていることから、平常時はもとより災害時にも円滑な通行機能の確保が求められている。

2 変更の理由

3・4・1 号前橋水戸線について、上記の義務教育学校の開校による将来的な歩行者自転車通行の増加を考慮し、横断構成の見直しを行った結果、幅員を 16.0m から 15.5m に変更することとする。

また、佐野市道 2 級 126 号線及び 3・3・2 号佐野田沼線との交差点部におけるより安全かつ円滑な交通を確保するため、付加車線を設ける。

3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名称	内容
3・4・1 号 前橋水戸線	・変更区間の一般部の幅員を 16.0m から 15.5m に変更する。 ・佐野市道 2 級 126 号線及び 3・3・2 号佐野田沼線交差点部に付加車線を設けるため幅員を 16.0m から 18.0m に変更する。